

小型二輪（250cc 超） 住所変更チェックリスト

必要書類

- ☐ 自動車検査証（紛失した場合は再交付）
 - ☐ 使用者の委任状（記載変更・原則取得）
 - ☐ 所有者の委任状（所有者の住所変更の場合・原則取得）
 - ☐ 住所が変わる所有者・使用者の住民票（発行後 3 か月以内・写し可）
 - ☐ **住所のつながりを確認する書類**（住民票だけで確認できない場合。戸籍の附票など）
 - ☐ 申請書 第 1 号様式
 - ☐ 申請書 第 3 号様式（管轄変更の場合・ステッカー再交付用）
 - ☐ 手数料納付書（記載変更用）
 - ☐ 手数料納付書（管轄変更の場合・ステッカー再交付用）
 - ☐ 旧ナンバープレート（管轄変更の場合）
 - ☐ 軽自動車税申告書
- ※ 申請書に所有者・使用者の記名がある場合は、各人の委任状を省略可。
- ※ 法人は住民票に代えて登記事項証明書など（発行後 3 か月以内・写し可）。
- ※ 使用の本拠が使用者の住所と異なる場合は、本拠を証する書類も必要です。

確認事項

- ☐ 検査標章（車検ステッカー）の再交付（管轄変更の場合）
- ☐ 税止め（管轄変更の場合）

費用

- ☐ 記載変更手数料： 無料
- ☐ ステッカー再交付手数料： 400 円
- ☐ ナンバープレート代： 800 円（栃木県）
- ☐ 税止め費用： 実費（必要な場合）

メモ
